# 第15回藤沢市石綿関連疾患対策委員会会議録

2021年(令和3年)4月

総務部 行政総務課

開催日:2021年(令和3年)2月10日(水)

時 間:18時29分から20時25分まで

場 所:ウェブ会議にて実施。なお、事務局及び担当課等は、藤沢市役所本庁舎

5階 5-1会議室にて実施。

出席者:村山委員長,永倉副委員長,名取委員,塩見委員,清水委員,牛島委員,

久保委員,赤堀委員,湊委員

【事務局】林総務部長, 斎藤総務部参事, 古澤行政総務課主幹,

增田行政総務課課長補佐, 中野行政総務課主査

【担当課】宮原子ども青少年部長, 古郡子ども青少年部参事,

岩井保育課主幹, 椎名保育課課長補佐, 福岡保育課上級主查,

中田保育課職員

石田職員課主幹, 小田職員課主查

欠席者:吉村委員

傍聴者: 0名

| 委員長  | それでは、第15回藤沢市石綿関連疾患対策委員会を開催したい    |
|------|----------------------------------|
|      | と思います。よろしくお願いいたします。              |
|      | まず,事務局から本日の会議の出席状況等について,ご報告をお願   |
|      | いいたします。                          |
| 事務局  | ご覧のとおり、初めてのZoom開催になりますが、委員のご出席   |
| (中野行 | が9名でございます。吉村委員からは、ご連絡はないのですが、ご   |
| 政総務課 | 欠席あるいは遅れてご参加という形かなと思います。         |
| 主査)  | いずれにしましても、本日の会議が成立していることをご報告い    |
|      | たします。                            |
|      | 傍聴者はゼロ名でございます。                   |
|      | また、本日の会議につきまして、調査・認定部会の部会員をしてく   |
|      | ださっております弁護士の菅野さんと、アスベストセンターの尾    |
|      | 形さんも, オブザーバーとしてご参加いただいておりますので, よ |

ろしくお願いいたします。

あと、会議録の作成のため、速記士も Zoom参加しておりますので、ご承知おきいただければと思います。

続いて、会議資料を事前にお送りさせていただいておりますけれども、会議中は私のほうで画面共有させていただきますが、念のため、お手元にありますかどうかご確認いただければと思います。まず、会議次第のワードデータ、次に、資料1と資料2が一緒になっている「検診実施状況・対象者把握状況・見舞金支給状況」というエクセルデータ、資料3「調査・認定部会の経過等について」というワードデータ、資料4「補償・給付の流れ」というエクセルデータ、資料6「要綱の一部改正について」というワードデータ、資料7「浜見保育園アスベスト 説明用チラシ(案)」というワードデータ、資料8「ホームページ案」というPDFデータ、最後に、資料9「今後のスケジュール(案)について」というエクセルデータ、以上が本日の会議資料でございますが、送付漏れ等ございませんでしょうか。

それでは、よろしくお願いいたします。

#### 委員長

きょうは、久しぶりの委員会ということで資料が多くなっていますが、一つ一つ順を追って進めさせていただきますので、もしわからない点があれば、ご発言をいただければと思います。ただ、きょう、初めてのウェブ会議ですので、通常のような形で自由にご発言をされると、混乱するところがありますので、発言される場合は、挙手などでこちらに意思をお伝えいただいてから、私が指示した後、ご発言をいただければと思います。

それから,速記者の方は,もし発言されている方が不明な場合は, 遠慮なく申し出いただければと思います。

では、議事に入る前に、今年度初めてでございますので、職員の方の交代等について、ご紹介いただければと思います。

### 事務局等々含めまして、この4月に交代がございましたので、紹介 事務局 (中野行 させていただきます。 まず,子ども青少年部及び保育課でございますが,子ども青少年部 政総務課 長として宮原が着任しております。宮原から一言,ご挨拶させてい 主査) ただきます。 担当課 今年度4月から、子ども青少年部長を拝命しております宮原と申 (宮原子) します。どうぞよろしくお願いいたします。 ども青少 委員の皆様におかれましては、これまで浜見保育園のアスベスト 健康被害対策につきまして, ご尽力いただき, 本当にありがとうご 年部長) ざいます。感謝を申し上げます。 浜見保育園に在園にしていた児童の皆様も、年齢が上がってきて おりまして、今後アスベスト関連疾患を発症される方も出てくる ことが想定されます。市といたしましても, リスクコミュニケーシ ョンの徹底と市民の安全・健康を守る社会基盤の公衆衛生の観点 からも、しっかりと支えて制度を運営してまいりたいと思います ので、本日は、皆様からのさまざまなご意見をいただきたく、よろ しくお願い申し上げます。 事務局 では、続きまして職員の紹介になります。 (中野行 まず、保育課長の古郡でございます。 保育課主幹の岩井でございます。 政総務課 主查) 保育課課長補佐の椎名でございます。 保育課上級主査の福岡でございます。 担当の中田でございます。 職員課につきましては、主幹の石田が担当となっております。 事務局の行政総務課では、課長補佐の増田が新たに担当となって おります。 以上、簡単ではございますが、事務局、担当課の紹介を終わらせて いただきます。改めまして、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入っていきたいと思います。

委員長

きょうは、お配りしている次第のとおり、大きく2つです。まず、 今年度の検診結果が1つです。もう一つ、この間、調査・認定部会 のほうで議論を進めてきているのですが、その経過と今後の対応 案についてということになります。

まず,議題1「令和2年度浜見保育園園児アスベスト関連疾患検診の結果等について」,保育課からご説明をお願いいたします。

### 担当課 (中田保育課職員)

それでは、議題1「令和2年度浜見保育園園児アスベスト関連疾患検診の結果等について」、資料1及び資料2についてご説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。資料1は、検診の結果になります。 今年度の検診の結果については、太い枠で囲ってある部分になり ます。

まず、胸部 X 線検診のご案内を 2 9 8 名に送付いたしました。昨年度から 3 9 名増えておりますが、入園から 2 0 年以上経過している方として、新たに平成 1 2 年度の在園児が加わっております。そのうち、実際に読影を受けられた方が 4 7 名、「異常なし・正常範囲内」の方が 4 1 名、「所見あり 精密検査不要」の方が 3 名、「次年度の受診推奨」の方がゼロ名、「要精密検査」となった方が 3 名でした。

次に,下の表では胸部 C T の読影結果, つまり精密検査の結果について記載しております。

今年度の読影実施人数が4名で、これは先ほど申し上げた今年度胸部X線検診の読影をした結果、「要精密検査」となった方3名と、昨年度の精密検査の読影を行った結果、「要観察」となった1名の合計4名になります。精密検査の読影をした結果、「問題なし」が2名、「要観察※」の方が2名となっております。なお、下に※で記載してありますとおり、要観察の所見の方は、疾患は認められていないものの、念のため経過観察をしている方となります。

なお、検診の結果につきましては、本年2月1日に発送しているア

| スベストニュースレターで皆様にお知らせしております。<br>資料1の説明は以上になります。<br>委員長 検診結果について今,ご報告いただきました。結果的には,2番 |          |
|--|----------|
|  |          |
| 委員長   検診結果について今,ご報告いただきました。結果的には,2番  |          |
|  | 目        |
| の胸部CTの読影結果のところに、「要精密検査」のことが出て  | き        |
| ていますが、「要観察」の方が2名いらっしゃいますけれども、  | ک        |
| れは念のため調べて、観察をされているということですね。  |          |
| 今のご報告について,何かご発言ありますでしょうか。  |          |
| 久保委員 X線の読影で47名、「要精密」でCTを撮った方が去年も含め   | て        |
| 4名ということですけれども、大体1割ぐらいですよね。通常の  | 健        |
| 康診断でも,胸部CTまでなるかどうかは別として,これぐらい  | 0        |
| 所見があるというのは,通常の率としてあるものなのでしょう?  | ر.<br>در |
| 名取委員 肺がん検診とか、そういう場合の要精密検査率というのが、委員   | 会        |
| によって違いますが、5%とか10%ぐらい、もうちょっと高い  | と        |
| ころで20%ぐらいのときもありますが, そのくらいあって, 非  | 常        |
| に慎重に見てしまうと,要精密は高くなるけど,逆に偽陽性が増  | え        |
| てしまう。たくさんの方に検査すると、実際の本当の陽性率は少  | な        |
| いというふうになってしまう。逆に、非常に絞って数%とかにし  | て        |
| しまうと、陰性も減ってしまう。そういう関係になるというこ   | کے       |
| で、まあ通常の範囲ぐらいです。  |          |
| 久保委員 わかりました。   |          |
| 委員長 そのほかいかがでしょう。よろしいですか。   |          |
| (質問, 意見:なし)  |          |
| では、今の時点で特になければ、次に進みたいと思います。また  | 後        |
| で、全体を通じて何かあればご発言いただければと思います。   |          |
|  |          |
| それでは、資料2のご説明をお願いします。   |          |
| 担当課 続いて、資料2をご覧ください。資料2は、浜見保育園園児の把  | 握        |
| (中田保 状況と見舞金の支給状況についてまとめた表になります。前回  | 0        |
| 育課職員) 対策委員会で提出したものをもとに、ご意見をいただいた部分   | に        |

ついて修正したものです。

まず、左端の区分に期間Aから期間Gまでございます。それぞれの期間は右側に記載されているとおりで、例えば期間Aは昭和47年4月~昭和59年10月で、吹き付けアスベストが露出していた期間です。

その右側が対象となる「園児数」で、Aの期間とBの期間を合わせて480名です。この480名は※で記載しておりますが、当時の資料がないため概算の数字になっております。

その右側が「台帳登録人数」で、318名。台帳では対象者の名前、 生年月日、住所などを管理しております。

その右側は、アスベストニュースレター等を送付した際の「返戻者数」を記載しております。その右側は、今年度の返戻者数を記載しております。

さらにその右側では、現時点で「通知可能人数」として189名、 対象園児に対する「把握率」の39%を記載しております。

その右側は,「見舞金申請者」及び申請率を記載しております。

次に、各期間になります。期間Bと期間Eについては、前回の委員会でもお話がありましたが、住民基本台帳の情報等を活用して、当時在園していた方の記録が確認できましたので、前回の委員会と比較して57人増加しております。

また、期間C及び期間F、期間Gにつきましては、囲い込みやアスベスト除去が行われた期間であり、リスクレベルが低く、見舞金等の対象とならないことから、対象となる方を明確にするために、人数等は記載しておりません。

最後の行が合計の欄です。園児数は概算になりますが、830名、 そのうち台帳登録されている方が668名、返戻者が合計181 名、うち令和2年度に戻ってきてしまった方が10名、通知可能な 人数が487名、把握率が59%、見舞金の支給者が356名で、 申請率が43%となっております。 次に,資料の下段の表は,見舞金の対象区分ごとの把握状況を記載したものです。

また,資料の一番下では,今年度,対象者の把握をするために実施した情報呼びかけの内容を記載しております。

まず、藤沢市を通る鉄道会社の駅に情報提供ポスターの掲示を依頼しています。具体的な場所につきましては、江ノ島電鉄の全ての駅と、JR東日本の藤沢駅と辻堂駅、また小田急江ノ島線の藤沢市内にある9カ所の駅に依頼しております。こちらは令和2年12月から掲示していただいております。次に、市民センター及び公民館に令和2年7月からポスターを掲示。次に、令和2年12月25日号のタウンニュースに記事を掲載しております。

このような掲示等を見て、数人の方からお問い合わせいただき、お一人の方を新たに把握することができました。

また、情報提供の呼びかけについて、前回の委員会において、把握 していない方の情報を保護者委員に提供できないかというお話も あり、改めて条例等の確認をしましたが、特定の個人について市が 把握していないという情報も個人情報に当たることから、提供は できないものと考えております。

このような状況ではありますが、引き続き周知や把握に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

資料2の説明は以上になります。

#### 委員長

進捗状況を報告いただきました。この資料の下の小さい表にあるように、現在、通知が可能な人数が487名、このうち見舞金を申請された方が356名という状況だということです。

これについて何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

### 赤堀委員

平成11年から平成16年度にいらっしゃった方の返戻数が10名と書いてあるのですが、この期間でしたら、我々のネットワークで探し出せると思うのです。うちの子どもたちがちょうど一緒だった時期ですよね。この10名だったらわかると思うのですが、そ

|      | れでも個人情報の関係でお教えいただくことはできないのです     |
|------|----------------------------------|
|      | か。そういうシステムはないのでしょうか。             |
|      | 今,個人情報だからダメだと言われましたが,この10名ならば絶   |
|      | 対わかるのに、せっかくわかるのに。そこを何とかする方法を調べ   |
|      | てきてくださいと,前回お願いしたのですが。            |
| 名取委員 | 恐らく市の立場からすると難しいということになるので,赤堀委    |
|      | 員がわかる範囲の名簿を作って、藤沢市に提出するということは    |
|      | できますか。つまり、赤堀委員がわかっている複数名の情報を,    |
|      | 「この人たちはわかっています。これを参考にあげます。絶対ほか   |
|      | の人に渡してはダメですよ」、そういうことで提供することができ   |
|      | れば、市としてはそれが活用できるのではないかと思います。そう   |
|      | すると、お互いウィン・ウィンになるかと思いますが。        |
| 赤堀委員 | 平成11年から16年度の間に在籍した方のものを全部こっちが    |
|      | 作って提供するということですか。                 |
| 名取委員 | 赤堀委員が現在把握している方の氏名と住所だけでよいと思いま    |
|      | すよ。それを市へ渡すことはできますか。              |
| 赤堀委員 | それはそれでできるかと思いますが、今回返戻になった方々は、き   |
|      | ょうだいとかもいらっしゃるし, つてもあるので, この10人だっ |
|      | たら何とか連絡をつけることが可能だと思うのですが。        |
| 名取委員 | とりあえず、赤堀委員が持っている情報を渡して、そこから始めた   |
|      | らいいのではないですか。                     |
| 赤堀委員 | こっちでわかっている、この人たちの住所はここですよというの    |
|      | を、全部出して市に提供するということですかね。          |
| 名取委員 | わかっている範囲でいいので。つまり、市から「この人の住所がわ   |
|      | かりません」というのはできないので、「知っている情報を提供し   |
|      | ましたよ。でも、ほかの人に渡さないでね」というふうにしていけ   |
|      | ば、市が新たに把握できて、対象者が増えると思います。       |
| 委員長  | 今の話でいくと、赤堀委員がご存じの方の情報を市に提供してい    |
|      | ただいて、その中でまだ戻ってきた方がいれば、その後でまた対応   |
|      |                                  |

|      | していくということですね。                   |
|------|---------------------------------|
| 赤堀委員 | 渡した方のうち,返戻になった方というのも,教えてもらえないの  |
|      | でしょうか。                          |
| 委員長  | そこも恐らく教えられないと思います。              |
| 久保委員 | 要するに市から、当時この人も在園したということを教えられな   |
|      | いわけですよ。この人がこの保育園にいた, いないというのは個人 |
|      | 情報になってしまうので、今の条例からすると、それは教えられな  |
|      | いわけです。逆に、赤堀委員が把握している情報を教えたら、市で  |
|      | 返戻になっている人と照合して、ほかからの情報提供だというこ   |
|      | とで,その住所へ送るということはできるわけですよ。皆さんが言  |
|      | っているのはね。                        |
|      | 赤堀委員がどの程度、住所なりを把握しているかというのがちょ   |
|      | っとわかりませんが。でも、すでに赤堀委員から、市に対してそれ  |
|      | をやっているのでしょうか。                   |
| 赤堀委員 | 引っ越した方たちには、新しい住所を市に連絡をしてねというの   |
|      | は伝えていますが、ご本人たちがそれをしたかどうかは、こっちで  |
|      | はわからないので。そういうのを全部紙に起こして, 一旦市に提出 |
|      | するということですか。                     |
| 久保委員 | 市のほうでその情報を得られれば、そこへ送ってみるということ   |
|      | はできるということです。                    |
| 赤堀委員 | 私が持っている情報は確実だと思います。離婚された方とかもい   |
|      | るし、そういうことも含めて知っているので。           |
| 久保委員 | 離婚したら姓が変わっていることもありますよね。         |
| 赤堀委員 | そういうところもありますので。逆に相手方に、私が市に連絡して  |
|      | いいですかと聞いて、それを紙にして市に出すほうがよいのでし   |
|      | ようか。                            |
| 名取委員 | 基本的には、市には守秘義務があるので、赤堀委員が提供できるも  |
|      | のは提供してしまえばよいと思いますよ。             |
| 赤堀委員 | それがなかなか難しくて。                    |

| 名取委員  | それをやったら、また進むと思いますよ。少なくとも5~6人の人 |
|-------|--------------------------------|
|       | は増えると思いますので。頑張ってみてください。        |
| 委員長   | 今の仕組みでそれがなるかどうかも、ちょっと市のほうでも検討  |
|       | していただいて、赤堀委員も一遍に全部データベースを作るのは  |
|       | 大変かもしれないので、部分的にでも一度作ってみて、それを市の |
|       | ほうと少し調整していただく。それから始めてもいいと思います。 |
| 名取委員  | 市に質問なのですが、例えば赤堀委員から7人分の情報提供があ  |
|       | りました,送ってみたら3人はちゃんと着きました,返事が来まし |
|       | た。次回の委員会でそれを明らかにしていただくのは、問題ないの |
|       | でしょうか。                         |
| 担当課   | とてもありがたい話だと思っております。今の点については、7人 |
| (岩井保  | に対して3人の方は送付できたという情報であれば,個人を特定  |
| 育課主幹) | できるものではないので、お話ができると思います。       |
|       | 赤堀委員がよろしければ、また個別にご相談させていただければ  |
|       | と思いますが、よろしいでしょうか。              |
| 赤堀さん  | はい。わかりました。                     |
| 委員長   | よろしくお願いします。                    |
|       | そのほかいかがでしょうか。                  |
| 牛島委員  | 今のことに関連して、期間Dの何年度は何人がわかりませんみた  |
|       | いな情報は難しいですかね。それも参考になるなと思うのですが。 |
|       | 平成11年度が例えば2人とか,平成16年度は5人とか,そこら |
|       | 辺はどうなっているのでしょうか。               |
| 担当課   | ここの期間の細分化という話だと思いますので,数字は出せると  |
| (岩井保  | 思います。今後用意したいと思います。             |
| 育課主幹) |                                |
| 牛島委員  | であれば、きっといいかなと思いますので。           |
| 委員長   | ほかいかがでしょうか。よろしいですか。            |
|       | (質問, 意見:なし)                    |
|       | では、ここについてはご報告をいただいたということにさせてい  |
|       |                                |

ただきます。

それでは、議題の大きな2つ目に移らせていただきます。

調査・認定部会の経過,それから対策制度案についてということです。こちらについては資料が結構ありますので,順を追ってご説明いただいた後,ご質問,ご意見をいただきたいと思います。では、事務局のほうから,順次ご説明をお願いいたします。

#### 事務局

### (中野行 政総務課 主査)

まず、資料3をご覧いただければと思います。これまでの間、調査・認定部会を計9回開催しております。開催日時等につきましては、こちらに記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

続いて、2「議事概要」をご覧いただければと思います。

まず,第7回,こちらは一昨年の第14回委員会の後の部会となりますが,第14回委員会の際に課題となりました,休業補償の考え方を議論させていただいております。

その委員会において、実所得に基づく金額で支給することも検討してはというご提案をいただいたのですが、自営業者の方等の課題が大きいということと、この制度自体の公平性・迅速性という観点も踏まえて、第7回では、再度議論しましょうという形になっております。

それを踏まえて、第8回を開催しています。こちらは2つ議題がありまして、1つは職員に対する補償給付の考え方を検討しております。職員に関しましては、園児と異なりまして、いわゆる地方公務員災害補償基金という労災に近いようなものがございますので、そちらの対象外となった際に、給付金を支給するか否かの判断を部会にて行っていただきたいと、ご提案をしているところでございます。

先ほどご説明しました休業補償に関しましては,第8回でご議論 いただきまして,最終的には本日,この後ご説明させていただきま すが,性別を除く,年齢別の賃金センサスを活用していくということで,考えをまとめさせていただいたところです。

第9回までの間がこのコロナ禍もありまして、だいぶあいだがあきまして今年度の開催になりますが、休業補償の改めての確認ですとか、休業補償という名称が誤解を生む表現じゃないかという話もあったので、こちらも本日ご説明しますが、「休業・生活補償」に変更するとか、そういったことを確認しております。

第10回,第11回等につきましても,本日の資料となっておりますパンフレット,チラシですとか,ホームページ(案)のことをご議論いただきまして,また,事務フローなどもご検討いただいております。

第12回のころから、発症申し出があった際のリスクの視点からの起因性判断ということで、考え方を検討しております。補償ですとか給付のリスクの観点からの関係性ですとか、実際に補償とするか、給付とするかという際の基準などを整理していく必要があるだろうということで、たたき台を作っております。

その中身につきましては、第13回、第14回、第15回と、引き 続き検討させていただいておりまして、今後もさらに検討してい くという状況でございます。

議事概要としては、雑駁になりますけれども、計9回、そのような 内容で議論させていただきまして、次回は来月あるいは4月ごろ に開催させていただく予定となっております。

調査・認定部会の議事経過は以上でございます。

#### 委員長

このような形で議論が進んでいるということですが、内容的には、後から出てくる資料で案が出ていると思いますので、後でご議論いただけると思います。今の時点で何かご質問等ありますでしょうか。

(質問,意見:なし)

それでは,次の資料に移りたいと思います。

## 担当課 (中田保育課職員)

続きまして、資料4をご覧ください。資料4は、前回の対策委員会で提出したアスベスト健康被害対策における補償・給付制度の流れについて、前回の対策委員会後に変更した部分がありますので、ご説明させていただきます。

変更箇所は黄色い網かけの部分になります。まず,資料の上段左側の「アスベスト関連疾患の発症から」,右に3列目,「諮問・判定」の箇所について,調査・認定部会への諮問後,調査・認定部会では調査員による調査や,必要に応じて専門病理医へ意見聴取を行って判定を行うというところを書き加えました。また,補足になりますが,専門病理医への意見聴取については,名取委員からのご紹介がありました医師に、8月にご挨拶に伺いまして,様式も見ていただいて,判定の際にはご協力いただけることとなりました。

その「諮問・判定」の右側の「答申」のところ、こちら黄色い網かけが入っていなかったのですが、こちらについても修正点がございます。その右の「答申」については、「市が、調査・認定部会から答申を受ける」の後ろの括弧内について、専門病理医に意見を聴取した際に、アスベスト関連疾患ではなかった場合も考えられるため、「アスベスト関連疾患か否かの判断等について」という部分を追記いたしました。

次に,3列飛んでいただいて「認定」の部分について,前回の委員会で提出した資料では,本人が給付対象である場合と本人が補償対象である場合に,市が認定通知書を本人へ送付する。本人が対象外である場合に,不認定通知書を送付するとしておりましたが,文面をより具体的に書きかえまして,給付対象の方には,「『給付』する旨の決定通知書を送付する」,補償対象の方には「『補償』する旨の決定通知書を送付する」,対象外の方には「『不認定』の旨の決定通知書を送付する」という形に修正いたしました。

また、表の下段の在園児本人が亡くなった後に遺族等から申請する場合の流れについても、上段と同じように修正を行っておりま

|          | す。                              |
|----------|---------------------------------|
|          |                                 |
| <i>z</i> | 資料4の説明は以上となります。                 |
| 委員長      | 一部修正が入っているということです。              |
|          | こちらの資料について、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。  |
|          | 特によろしいでしょうか。                    |
| 牛島委員     | 資料4の右側,今,説明を受けてない部分はこれからなのかもしれ  |
|          | ませんが、発症後で申出書の受理から2年前までさかのぼるとい   |
|          | うあたり、議論の過程を伺いたいと思います。           |
| 委員長      | こちらについては、以前も同じ形でしたか。            |
| 事務局      | 同じです。                           |
| (中野行     |                                 |
| 政総務課     |                                 |
| 主査)      |                                 |
| 委員長      | 牛島委員, ここについては以前と変わってないということですが。 |
| 牛島委員     | そうですか。では結構です。                   |
| 委員長      | ほかの点、いかがでしょうか。                  |
|          | (質問, 意見:なし)                     |
|          |                                 |
|          | よろしければ、次の資料に移りたいと思います。          |
| 担当課      | 続きまして、資料5をご覧ください。資料5は「園児のアスベスト  |
| (中田保     | 健康被害対策における補償・給付内容一覧」です。こちらも前回の  |
| 育課職員)    | 委員会で提出しましたが,変更点と追記したものがありますので,  |
|          | ご説明させていただきます。                   |
|          | まず、上の黄色い網かけの部分です。補償欄の「休業・生活補償」  |
|          | について。以前は「休業補償」となっておりましたが、前回の委員  |
|          | 会でのご意見を踏まえて、働いていない方等への補償を明確にす   |
|          | るため、名称を「休業・生活補償」に変更したものです。      |
|          | もう一つの変更点として、枠の下には給付基礎日額の考え方を記   |
|          | 載しております。前回の委員会では、性別と年齢別による平均賃金  |

|      | としておりましたが、性別による差を設けることに対してのご意    |
|------|----------------------------------|
|      | 見を踏まえまして、今回、年齢別の平均賃金のみで計算することに   |
|      | 改めております。                         |
|      | 資料5の説明は以上です。                     |
| 委員長  | 前回の議論、その後の部会の議論を踏まえてこういう形になって    |
|      | いるということです。                       |
|      | この点について何かありますでしょうか。              |
| 牛島委員 | 事務局に提供した、性別のグラフを示していただけますか。      |
|      |                                  |
|      | (資料を画面にて示す)                      |
|      |                                  |
|      | 藤沢市はオリンピックの会場にもなっており、性別を入れなくて    |
|      | よかったなと思っています。                    |
|      | 共有画面で今, 出していただいているように, 性別で言うと, 男 |
|      | 性,女性で結構差があって,そのちょうど中間あたりに,全労働者   |
|      | というのが来ています。                      |
|      | これは令和元年で、上のほうが男性の年齢別、下のほうが女性の年   |
|      | 齢別で、明らかに40代、50代の差が出ているのですね。      |
|      | もうちょっと下へ行くと、これが数字で出ているわけです。      |
|      | 次のページは学歴だから, あまり関係ないですね。大学卒か高校卒  |
|      | かで違う。                            |
|      | 次は、上が男性、下が女性で、真ん中が全労働者となっています。   |
|      | これは年ごとの全体で、年齢別ではないのですが、今、性別にかか   |
|      | わらない全労働者ということでは,こういう流れになっています。   |
|      | 参考までにご説明させていただきました。              |
| 委員長  | 実際のデータも見せていただきましたが、基本的には男女の区別    |
|      | なく扱うということで進めるということですね。よろしいでしょ    |
|      | うか。                              |
|      | (質問, 意見:なし)                      |

では、次に進めたいと思います。

### 担当課 (中田保育課職員)

資料6についてご説明させていただきます。資料6はアスベスト 健康被害対策実施要綱の改正の案でありまして,こちらは変更箇 所のみ抜粋したものです。資料の左側が現行の要綱,右側の黄色い 網かけ部分と取り消し線が変更した部分です。

まず,第8条の検診の対象者について,現行の要綱では「検診実施 時点において在園の初年から20以上経過し,かつ,20歳以上の もの」と定めておりますが,在園の初年から20年以上経過してい る方は全て20歳以上の方になりますので,条文を整理しまして, 「かつ,20歳以上の」という条件を削除しております。

次に,第14条ですが,現行は「藤沢市石綿関連疾患認定部会」となっておりますが,前々回の対策委員会において,「藤沢市石綿関連疾患調査・認定部会」という名称に変更されておりますので,修正いたしました。

次に,第14条2項の給付金の支給基準について,現行では「他の 発症原因が考えられない場合は,給付金を支払う」と定めておりま すが,部会でのご意見を踏まえまして,本来の意図をより明確にす るために,「他の発症原因に起因すると考えられない場合は,給付 金を支払う」という形に変更しております。

次に,第15条の「休業補償」については,先ほど資料5でご説明させていただいたとおり,「休業・生活補償」というふうに名称変更をしております。

最後に,第24条「アスベスト健康対策見舞金決定通知書」については,正しくは「アスベスト健康被害対策見舞金決定通知書」ですので,名称を修正させていただきました。

資料6の説明は以上になります。

### 委員長

要綱については、これまでご紹介いただいたものを反映していただいているところもあります。

それから、第14条の2項については、旧の左側のほうだと、「他の発症原因が考えられない場合は、給付金を支払うものとする」ということになっていて、ほかの発症原因、特に肺がんなんかはいろんな原因が考えられるので、1つでも何かほかにも原因あるよということになると、給付金が支払われないという解釈になってしまう。そのあたりについてはもう少し検討して、ここでは「起因する」という言葉を使っているのですけれども、主にほかの原因が関係しているということが考えられない限りは、給付金を支払うという形に改められていると理解をしています。

以上ですが、何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

(質問,意見:なし)

では, 次, 資料7です。

### 担当課 (中田保育課職員)

続きまして、資料7についてご説明させていただきます。資料7 は、今後、窓口で提供するパンフレットの案になります。

内容としては、補償・給付制度に関してわかりやすくご案内するも

のです。表(おもて)面では補償・給付制度の対象者の方について、 裏面ではアスベスト関連疾患について、補償・給付制度についての 説明になっております。こちらにつきましては、この委員会後、速 やかに窓口や、市民センターに配架したいと考えております。 また、裏面の「補償・給付対象となるアスベスト関連疾患」の「そ の他」のところで、国際がん研究所(IARC)が認める疾患を記 載しております。こちらについては以前の対策委員会で、名取委員 から、ドイツ語の文献の翻訳が必要とのお話がありまして、現在、 専門の業者に翻訳をしていただいているところであります。来週 中に翻訳が完了する予定となっております。翻訳されたものにつ いては、今後、調査・認定部会において活用してまいります。

資料7の説明は以上です。

| 委員長         | では、この資料について何かご質問等ありますでしょうか。     |
|-------------|---------------------------------|
|             | ,                               |
| <b>人保委員</b> | 裏のほうで、これが間違いなのか、あえてそうしたのか、下のほう  |
|             | の「補償・給付制度」という部分があります。そこの左から2つ目  |
|             | の四角く囲んだところですが、「本人・親族による申請」とありま  |
|             | すよね。これは意味としては,「本人・遺族による申請」という意  |
|             | 味で書かれたのでしょうか。                   |
| 委員長         | そういうことですよね。                     |
| 担当課         | そういう考えで書いております。                 |
| (岩井保        |                                 |
| 育課主幹)       |                                 |
| 久保委員        | そういう考えで, あえて「遺族」という言葉を使わなかったわけで |
|             | すね。                             |
| 担当課         | ただ,確かに実際は遺族の方になりますので。どちらのほうが適切  |
| (岩井保        | かというのは悩ましいところですが。               |
| 育課主幹)       |                                 |
| 久保委員        | このままだと,本人以外の親族が代理人ということもあるかもし   |
|             | れないけれども,基本的に本人だから,普通は本人と遺族というの  |
|             | が,正確な言い方としてはそうだと思うのですよね。要綱や要領に  |
|             | 沿って言えば。でも、「遺族」というのは、あまり文書などに出す  |
|             | のはちょっとあれだから、「親族」という言葉を使ったのかなと思  |
|             | ったり。それとも、これは間違いなのか、どっちなのでしょうか。  |
| 担当課         | 間違いではなくて、これは先ほど資料4で説明させていただいて   |
| (岩井保        | いたフローチャートの表現を引用しています。           |
| 育課主幹)       |                                 |
| 久保委員        | フローチャートで、親族という記載はありましたか。        |
| 担当課         | こちらの「本人・親族等から」とありまして。そこと記載を合わせ  |
| (岩井保        | たかたちです。                         |
| 育課主幹)       |                                 |
| 久保委員        | 「事前相談」のところで「本人・親族等から」とあって、申し出自  |

|       | 体は本人からでしょう。                    |
|-------|--------------------------------|
| 担当課   | 下は確かに「遺族等から」となっておりますので、ご指摘で言うと |
| (岩井保  | まさにそのとおりです。                    |
| 育課主幹) |                                |
| 久保委員  | 細かいところですから、誤解を呼ぶとあまりよくないと思うので、 |
|       | 何か適切な表現を考えてください。               |
| 担当課   | ありがとうございます。                    |
| (岩井保  |                                |
| 育課主幹) |                                |
| 牛島委員  | 表(おもて)ページの2行目で,「吹付けによる仕上げがなされて |
|       | いたことから」というのは、私たちはだいぶ慣れたのでわかってい |
|       | るのですが,「仕上げ」という言葉の意味がよくわからない人もい |
|       | ますので、露出していたということが伝わればいいと思うので、そ |
|       | の言葉を入れるのはどうでしょうか。「仕上げがなされて、露出し |
|       | ていたことから」みたいな。一般の人が読むと、「仕上げ」って、 |
|       | ちょっとピンとこないのではないかと。             |
| 委員長   | 露出という言葉は、期間的には早い時期はそうなのですが、天井取 |
|       | 付工事があった後は、上側にあったので露出はしてないのですね。 |
| 牛島委員  | 書き分けるのも大変ですね。                  |
| 委員長   | 「仕上げ」という言葉を外しちゃってもいいかもしれないですね。 |
|       | 吹付材があったことは確かなので。               |
| 名取委員  | ここですと,「これらの吹付けがなされていた」でもいいのではな |
|       | いですか。「仕上げ」を取っちゃって。             |
| 牛島委員  | 吹付けがなされていた。                    |
| 名取委員  | 「天井の一部にアスベスト含有材の吹付けがなされていたことか  |
|       | ら」とか。                          |
| 久保委員  | そこが後々の一番のもとですから、いいのではないでしょうか。  |
| 牛島委員  | 承知しました。                        |
| 担当課   | ありがとうございます。そのように修正を。           |

| (中田保  |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 育課職員) |                                  |
| 名取委員  | 先ほど,この委員会が終わり次第,このチラシをどこかに配るか,   |
|       | 貼るか, そんなことを言われたように思ったのですが, それはどう |
|       | いうことか、もうちょっと事務局から説明を。            |
| 担当課   | この委員会後、速やかに窓口とか市民センターに配架を検討して    |
| (中田保  | おります。                            |
| 育課職員) |                                  |
| 名取委員  | 資料の裏にも行くのですが、間違ってはいないかもしれないです    |
|       | が, 具体的な中身はまだ決まっていないというところなので, 9月 |
|       | からという日程案も,もう一個のほうでは書いてあったので,そこ   |
|       | との整合性がいま一つよくわかないのですが。後でもう一回戻っ    |
|       | ていただいてもいいのですが、今後の予定の市の皆さんで決めた    |
|       | のと、ちょっとずれているようなご説明に聞こえました。       |
| 委員長   | 今の時点で、そのあたりいかがですか。特に市としては、整合性が   |
|       | とれているという理解でよろしいのでしょうか。           |
| 担当課   | そこに記載している内容については、基本的に要綱に記載されて    |
| (岩井保  | いる内容を掲載しておりますので、現時点である意味オープンな    |
| 育課主幹) | 情報として取り扱われているものです。まずはこれで出していっ    |
|       | て,実際に制度が始まったときには具体に,例えば休業・生活補償   |
|       | についてはこういった計算でやりますよとか、葬祭費については    |
|       | こうですよといったものをご提示していく形になると思います。    |
|       | そのときはまた、より詳細なパンフレット等を用意してご案内を    |
|       | していくものと考えていますので、まずはこういった制度が現に    |
|       | ありますよといったところをご案内していきたいと考えていま     |
|       | す。                               |
| 委員長   | 公表というか公開の時期については、また後で議論があるかもし    |
|       | れないということでとどめておきたいと思います。          |
|       | ちょっと細かいのですが, 裏の四角のアスベスト関連疾患の「その  |

他」の部分で、IARCの日本語で「研究所」になっているのですが、普通は「研究機関」と言っていると思うので、「研究所」のところを「研究機関」というふうにしておいていただいたほうがいいと思います。

それから、補償・給付制度の最初の2行、すごく細かいのですが、フォントがちょっと小さいのがありますよね。「補償・給付制度の対象者が、石綿関連疾患に罹患した場合」という部分は、フォントが1つ小さいと思うので。ちょっと職業病的で申し訳ないですが、フォントを合わせていただければと思います。

### 担当課

すみません。ありがとうございます。

### (中田保

### 育課職員)

委員長

### ほかよろしいでしょうか。

(質問,意見:なし)

では、また何かあれば後でご発言いただければと思います。

次, 資料 8, PDFですね。

### 担当課(中田保

育課職員)

続きまして、資料8についてご説明させていただきます。資料8は、補償・給付制度についてのホームページのイメージの案になります。

上から、「事案の概要」、「補償・給付制度概要」、「対象となるアスベスト関連疾患について」。次に、アスベスト関連疾患を発症された方に記入していただく申請書類、医療機関向けの説明、最後に「よくある質問」ということで掲載していきたいと思っております。こちらについては、現在、調査・認定部会で調整を行っている補償・給付の要領等が定まってから掲載することを想定しております。次の資料でスケジュールをご説明させていただくのですけれども、本年10月ごろの掲載を想定しております。案ですので、ほかに記載したほうがよい項目などがありましたら、ご意見をい

|   | <br>ただければと思います。  |
|---|--|
|   | 資料 8 についての説明は以上となります。  |
|   | 何かご質問あるいはこういう点についても加えたほうがいいので  |
| 安貝以                                     | 時かこ頁向めるv·はこうv·ラ点にうv·Cも加えたはうかv·v·ので<br> <br>  はないかということがあれば, ご意見をいただければと思います。 |
| <b>上白</b>                               | ,  |
| 牛島委員                                    | 見舞金のことは、こことは別にもう載せているという理解でよろ  |
|   | しいのですか。これは補償・給付制度についてで、まだ決まってな   |
|   | いから載せていないけど,見舞金はもう始まっているから,別で載   |
|   | せているということですか。  |
| 担当課                                     | 見舞金については、こちらでは記載していないのですが、今上がっ   |
| (中田保                                    | ている浜見保育園のアスベスト情報サイトに載っております。あ  |
| 育課職員)                                   | くまでこちらのホームページは、補償・給付制度についてのものに   |
|   | なります。  |
| 牛島委員                                    | わかりました。結構です。   |
| 久保委員                                    | 見舞金の申請期限は、具体的にいつでしたか。  |
| 事務局                                     | 要綱開始から5年になります。   |
| (中野行                                    |  |
| 政総務課                                    |  |
| 主査)                                     |  |
| 久保委員                                    | 5年だから、まだ余裕はあるのでしたっけ。あと2~3年くらいは   |
|   | ありましたか。  |
| 担当課                                     | それぐらい残っていますね。  |
| (岩井保                                    |  |
| 育課主幹)                                   |  |
| 人保委員                                    |  |
| ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | は教えてください。  |
| 担当課                                     | <br> この要綱が施行されたのが平成30年12月21日で,そこから   |
| (中田保                                    | <br>  5年になりますので令和 5 年の 1 2 月が期限ということになりま                                     |
| 育課職員)                                   | す。   |
| <br>委員長                                 | これはいつごろ公開されるというお話でしたか。   |
|   |  |

| 担当課   | 次のスケジュールでご説明させていただくのですが, 想定だと, こ   |
|-------|------------------------------------|
| (中田保  | としの10月になります。                       |
| 育課職員) |                                    |
| 委員長   | よろしいですか。                           |
|       | (質問, 意見:なし)                        |
|       |                                    |
|       | 特になければ、次に進めたいと思います。                |
|       | 今後のスケジュールをお願いいたします。                |
| 担当課   | 続きまして、資料9のスケジュールについてご説明させていただ      |
| (中田保  | きます。資料9は、今後のスケジュールを記載したものになりま      |
| 育課職員) | す。                                 |
|       | まず、上から、「浜見保育園アスベスト健康被害対策にかかる制度     |
|       | 全体の整備」として、補償給付要領やマニュアル類の整備を令和3     |
|       | 年9月を目途に完了し、10月から相談業務を行っていきます。ち     |
|       | なみに、10月までの間も対象の方でご相談,ご申請を希望する方     |
|       | がいらっしゃれば随時対応してまいります。               |
|       | 次に、「藤沢市石綿関連疾患対策委員会の開催」です。今回の2月     |
|       | 10日の開催と、7月から8月ごろに制度の整備についての説明      |
|       | 等を,来年1月以降に検診結果の報告等を予定しております。       |
|       | 次に「アスベストニュースレターの発送」については、今年度は2     |
|       | 月1日に発送しておりますが、来年度は10月に発送を予定して      |
|       | おります。このニュースレターで、翌11月に開催予定の説明会の     |
|       | ご案内を行う予定となっております。                  |
|       | 次に、アスベスト事案の説明会については、今年度は3月20日に     |
|       | 開催予定で,来年度は制度全体の整備後に説明の機会を設けたく,     |
|       | 11月の開催を予定しております。                   |
|       | 次に, 定例的に行っておりますが, 胸部 X 線検診及び読影会につい |
|       | ては, 9月から10月。                       |
|       | 見舞金のご案内については、11月ごろを想定しております。       |

|         | 次型のアクレブのご説明けいしょかりナナ                  |
|---------|--------------------------------------|
| ~       | 資料 9 についてのご説明は以上になります。<br>           |
| 委員長<br> | 来年度まで含めたスケジュールということですが, いかがでしょ       |
|         | うか。                                  |
| 名取委員    | 今のスケジュールを見ていただくとわかると思うのですが、今度        |
|         | の石綿関連疾患の委員会,8月の段階で,ホームページにはこんな       |
|         | ことが記載され、配るパンフレットはさらにもっと詳しいものが        |
|         | でき上がって、それを皆さんに見ていただいた上で、承認されたも       |
|         | のがおもてに出ていくことになって、10月から本格的にいろん        |
|         | な相談とかが始まっていく。そういうことを踏まえて, 改めてもう      |
|         | 一回詳しい説明会が開催されたり、ニュースレターが出ていくと        |
|         | いうことになります。なので、次の委員会は皆さんからご意見をい       |
|         | ただく大事な場になります。                        |
|         | 実際問題としては、制度がそこまでに固まっていくことになりま        |
|         | すので、そこでご意見をいただくためには、せめてそれぞれの保護       |
|         | 者委員の方には事前に送らないと, その場で質問というわけにも       |
|         | いきにくいと思うので、できれば2週間ぐらい前には、一部の資料       |
|         | 以外は全部作って配付して,よく読んでおいていただいたうえで        |
|         | 委員会の開催をお願いしたいと思います。                  |
| 委員会     | よろしくお願いいたします。                        |
|         | それでは、ほかの点、いかがでしょうか。よろしいですか。          |
|         | 今, 名取委員がおっしゃったように, 次の委員会, それからその後    |
|         | の動きでかなり具体的なものが確定していって、皆さんにお伝え        |
|         | していくということになりますので、そういう意味ではこれから        |
|         | 半年ぐらい、かなり大事な時期かなということですね。            |
|         | (質問, 意見:なし)                          |
|         |                                      |
|         | <br>  それでは、用意された議題は以上ですが、事務局から何かあります |
|         | カ <sup>ュ</sup> 。                     |
| 事務局     | 先ほど資料9にお示ししたとおり,ことしの10月,制度開始とい       |
|         |                                      |

| (中野行 | うところを目途に、今後も調査・認定部会の議論を進めさせていた  |
|------|---------------------------------|
| 政総務課 | だくとともに、委員会も夏ごろ開催させていただきたいと思いま   |
| 主査)  | すので、皆様におかれましても、また日程調整等、ご協力いただき  |
|      | ければと思います。                       |
|      | また、ことしの3月31日で委員の皆様の現在の任期が終わりま   |
|      | すので、選出母体等に推薦依頼等をさせていただいているところ   |
|      | でございます。それについてもお取り計らいいただければと思い   |
|      | ますが、清水委員と吉村委員からは、今期でご辞退ということで   |
|      | ご連絡を頂戴しております。                   |
|      | 吉村委員はきょう,ご不在でございますが,清水委員はきょうの   |
|      | 会議が最後になろうかと思いますので、これまでのご尽力、ご協   |
|      | 力に関しまして、この場を借りて感謝申し上げます。本当にあり   |
|      | がとうございました。                      |
| 清水委員 | 大変お世話になりました。あまりお役に立たないままで、ちょっと  |
|      | 年齢的なこともありまして、臨床心理士の仕事を退こうと思って   |
|      | おります。ただ、この委員会の関係で、次の方にどのように引き継  |
|      | ぐのか, すごく難しいなとは思っているところがあります。できる |
|      | だけいい方に引き継ぎたいなと思っておりますので、またよろし   |
|      | くお願いいたします。                      |
| 事務局  | 事務局からは以上でございます。                 |
| (中野行 |                                 |
| 政総務課 |                                 |
| 主査)  |                                 |
| 委員長  | 吉村委員はいらっしゃらなかったということですね。        |
| 名取委員 | 吉村委員は, 読影の部会のほうも退かれるということなんですか。 |
|      |                                 |
| 事務局  | コロナの関係等でお仕事がちょっと逼迫しているということで,   |
| (中野行 | 今、藤沢市の医師会のほうに別の方の推薦をお願いしているとこ   |
| 政総務課 | ろでございます。                        |

| 主査)  |                                |
|------|--------------------------------|
| 名取委員 | 了解いたしました。                      |
| 委員長  | ほかよろしいでしょうか。                   |
|      | では、これで委員会を終了させていただきます。どうもありがとう |
|      | ございました。                        |

以上